

平成 22 年度関税改正における主な検討項目

平成 21 年 12 月 1 日
財 務 省

1 . 暫定税率の延長

今年度末に適用期限の到来する暫定税率（415 品目）の適用期限の
1 年間延長

2 . 特別緊急関税制度等の延長

（1）今年度末に期限の到来する特別緊急関税制度（米、乳製品等、ウルグ
アイ・ラウンド合意で関税化された 146 品目が対象）の適用期限の
1 年間延長

（2）今年度末に期限の到来する牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の適用期
限の 1 年間延長（牛肉についての発動基準の特例(注)を含む。）

（注）牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準を B S E 発生前の水準（平成 14 年度
及び 15 年度の輸入数量実績の平均値）とする特例

は、従来より単年度の暫定措置として延長してきているもの。

3 . 罰則水準の見直し

（1）関税ほ脱罪に係る罰則水準の引上げ

（2）輸入してはならない貨物を輸入する罪等に係る罰則水準の引上げ

（注）いずれの罰則水準も、内国税のほ脱罪等に係る罰則水準とのバランスを考慮。

4 . A E O 制度の整備

A E O 倉庫業者及び A E O 通関業者が A E O 事業者であることを自主
的にとりやめるための届出手続の整備

（注）A E O（認定事業者）制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整
備された事業者に対して、迅速化・簡素化された税関手続の利用を認める制度。